

経営力向上関連保証は、主務大臣から「経営力向上計画」の認定を受け、計画に従って経営力向上にかかる新事業を実施する中小企業・小規模事業者等の皆さまを対象とする保証です。

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出して認定を受け、計画に従って経営力向上にかかる事業を実施する方 ②中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出して認定を受け、計画に従って事業承継等を行う方で、次のアからエのいずれにも該当する方 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がなく ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債・現預金)÷(営業利益+減価償却費)
資金使途	●対象となる方①の場合 認定経営力向上計画に従って行われる新事業活動の実施に必要な運転資金もしくは設備資金、事業承継等に必要な資金または事業承継等事前調査に必要な資金 ●対象となる方②の場合 認定経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要な資金
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注1)別枠の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。 (注2)新事業開拓保証および海外投資関係保証を利用する場合は、上記とは別枠を利用できる場合があります。
保証期間	運転資金:原則として5年以内(うち据置期間1年以内) 設備資金:原則として7年以内(うち据置期間1年以内)
貸付形式	証書貸付
返済方法	原則として、元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 なお、対象となる方②の場合は、不要
保証料率	年0.70% (注)併用する保証により料率は異なります。詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。
保証割合	責任共有制度対象
必要書類	所定の申込書類のほか、認定経営力向上計画(認定を受けた経営力向上計画にかかる認定申請書の写し)の添付が必要です。 なお、新事業開拓保証、海外投資関係保証を利用する場合は、以下の書類の添付が必要です。 ①新事業開拓保証を利用する場合 ア 新事業であることを証する書面(認定申請書等) イ 新事業の開拓に関する計画書 ②海外投資関係保証を利用する場合 ア 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書(外国法人発行の証券等の取得に係る資金の場合) イ 海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書(外国法人に対する金銭の貸付けに係る資金の場合) ウ 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書(外国における支店等の設置または拡張に係る資金の場合) エ 海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書(従業員教育、調査に係る資金の場合)
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課(TEL 078-393-4024)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。